

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東京都北区

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.2%
全職員	83.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.0%
本庁課長相当職	100.1%
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6%
31～35年	94.9%
26～30年	90.7%
21～25年	85.8%
16～20年	81.4%
11～15年	84.3%
6～10年	88.8%
1～5年	95.3%

【説明欄】

- ・全職員で見た場合、女性は男性よりも「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が高いため、平均給与額が低くなる。一方男性は、「任期の定めのない常勤職員」で女性の平均給与を上回っているため、全職員の男女の給与の差が広がる。
- ・男女で給与体系に差はないが、扶養手当等一部の手当において男女間で偏りがみられる。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の人数については、フルタイムの勤務時間数に対する各職員の週あたりの勤務時間数で算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。